



アリーナ基準例外規定について

2021年 8月 27日 (金)

一般財団法人日本フットサル連盟
日本フットサルリーグ

<第9条 施設基準>

Fリーグクラブライセンス交付規則

第12条〔施設基準〕I.01（4）アリーナ基準例外規定について、施設基準の内容を下表のとおり定める。

I.02 ホームアリーナ（準ホームアリーナ含む）：入場可能数

(1) ホームアリーナは、試合実施下に際し以下の人数が入場可能でなければならない。

Fリーグクラブ主管公式試合：固定席1,000人以上（可動席含む）

可動席とは施設に常設された座席でなければならない。



《追記事項》

Fライセンス申請時に、施設基準を一部満たさない場合、施設基準の例外適用申請により、猶予期間を設け、Fライセンスを付与することとする。

<例外規定の内容①>

「競技の公平性」を向上させ、「基準充足」のためだけでなく最適な整備計画を検討でき、「理想のアリーナ」の整備が促進させる2つの例外規定を制定したい。

1. 競技の公平性

以下の要件を満たしていれば、例外を認めFライセンスを取得可能とする

【例外規定1】

以下の要件を満たす**工事が着工されていれば**、基準を充足しているものと判断する

- ◆申請から4年目のシーズンの開幕までに完成するスケジュールであること
- ◆工事期間中も試合開催に支障をきたさないとJFF理事会が認めること

2. 基準充足に向けた投資

【例外規定2】

「理想のアリーナ」の要件を満たすアリーナの整備であれば、完成までに**5年間の猶予期間**を設け、基準を充足しているものと判断する

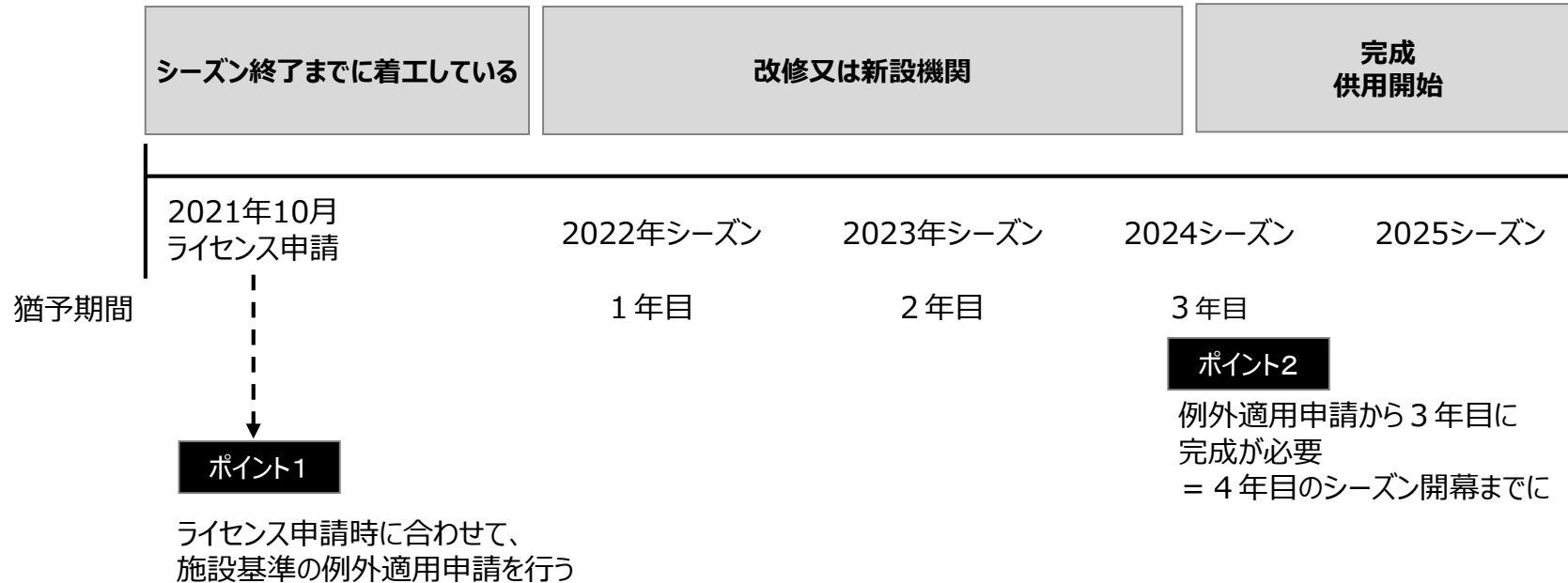
- ◆2022年4月から3年以内に、場所・予算・整備内容を備えた**具体的なアリーナ整備計画を提出**すること
- ◆2022年4月から5年以内に工事が着工されていれば、基準を充足しているものと判断する

3. 理想のアリーナ

【注】「Fリーグクラブライセンス交付規則」施設基準の要件を満たすこと

<例外規定の内容②>

例外規定 1 の猶予期間の考え方は以下のとおり。

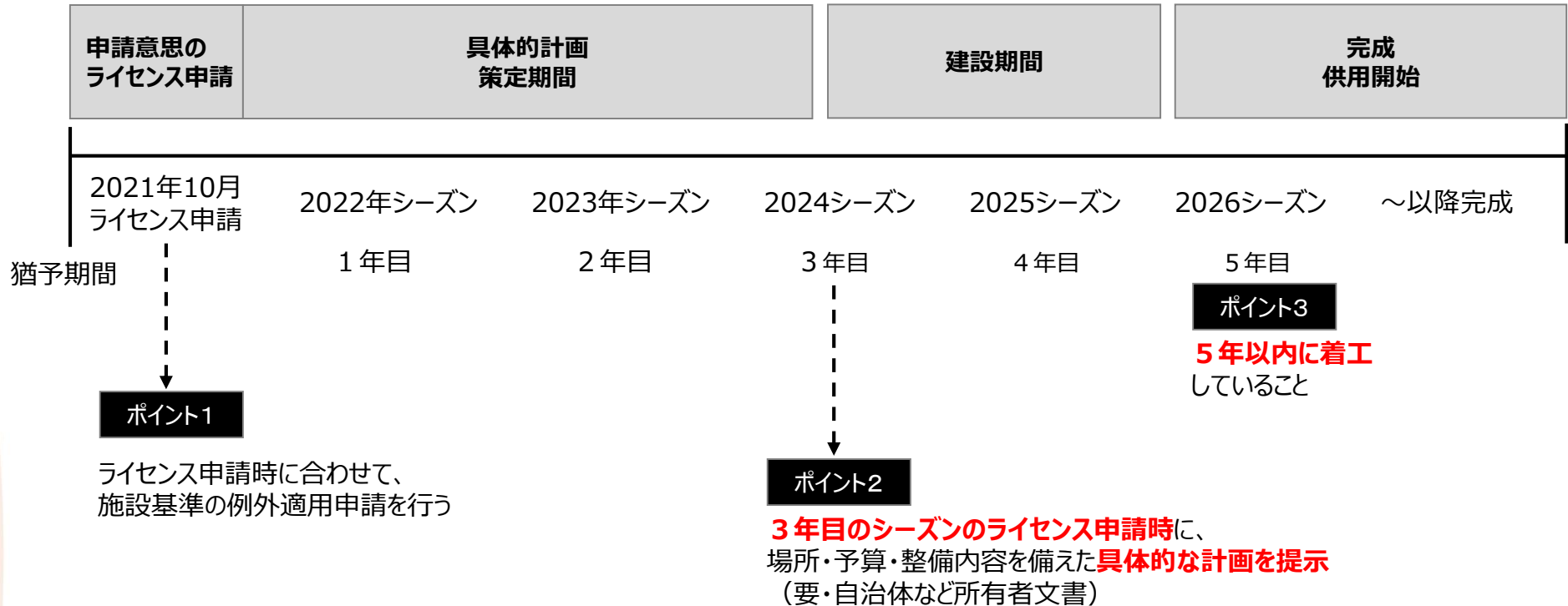


ポイント3

約束を守れなかった場合、
「例外規定 1（猶予期間）」は効力を失い、**翌年フリーグクラブライセンスを付与しない**こととする。
以降 2 回目の「例外規定」の利用はできない。

<例外規定の内容③>

例外規定 2 の猶予期間の考え方は以下のとおり。



ポイント4

約束を守れなかった場合、
「例外規定 2 (猶予期間)」は効力を失い、**翌年 Fリーグクラブライセンスを付与しない**こととする。
以降 2 回目の「例外規定 2」の利用はできない。ただし、想定していない事象が発生した場合は、
J F F 理事会にて確認する